

# 育成 ニュース

発行元 (一社)京都手をつなぐ育成会

京都市右京区西京極新明町 38 番地 3

Tel:075-322-1070 Fax:075-322-1071

ホームページ <http://kyotoikuseikai.or.jp/>

メール: [jimu@kyotoikuseikai.or.jp](mailto:jimu@kyotoikuseikai.or.jp)

## 支部規約を改正し支部の再編を提案します

### — (1) 支部規約の改正 —

育成会に現在の行政区単位の支部が誕生して 50 年以上が過ぎました。

支部は、長きにわたり、本部とともに車の両輪となって育成会活動を支えてまいりました。しかしながら、昨今、会員の減少や高齢化が進むなか、役員の成り手が年々少なくなり、育成会活動に支障を来す状況となってまいりました。この状況を解消し育成会に活力を取り戻し、持続可能な体制を築くためには、育成会活動の基盤である支部の体制強化がなにより重要であると考えています。

長い歴史・伝統を変えることは簡単なことではありませんが、皆様と共に知恵を出し合いながら、より良い組織づくりを目指してまいりたいと思います。

今回の改正案につきましては、「育成ニュース」の場をお借りして、数回に分けて提案内容のポイントをお伝えしてまいりますので、皆様からのご意見をお聞かせいただきますよう、お願いいたします。  
会長 藤木 恵

#### ポイント 1 なぜ今、支部規約を改正する必要があるのか

支部規約は、支部の方針を示す大変重要なルールであるにもかかわらず、会員の皆様に周知されていないのが実情です。育成会定款では、理事会において支部規約を定めるとありますが、現行の支部規約は、全て一般社団法人移行以前に定められています。したがって、成立要件を満たしていないこととなります。

支部規約の改正案は、来年 3 月の理事会で裁決し、正式に新たな支部規約として会員の皆様に周知させていただきます。

#### ポイント 2 支部規約はいつから実施されるのか

令和 4 年 4 月 1 日からの実施を目指します。令和 3 年度は、提案内容について議論を進めてまいります。

#### ポイント 3 支部規約の基本方針は

支部規約の制定に当たり、まず、支部の長い歴史で育まれた伝統や特性を尊重いたします。一方で支部は育成会の一員であることも事実ですので、支部は定款を遵守し、その趣旨に沿った活動をしていただく必要があります。このことを支部規約の基本方針といたします。

※ 次回は「支部再編(案)」についてお伝えします。

- 支部規約の改正……………① 青年学級だより……………② 投稿コーナー……………③④ 学びのコーナー……………⑤
- 育成会のあゆみ……………⑥ マスクのリメイク……………⑦ 絵画・写真コンテスト作品募集……………⑦
- 賛助会員名簿……………⑧ 活動計画……………⑧ 支部だより……………⑧ 相談件数……………⑧

## 〜〜2月 青年学級だより〜〜

7日・28日の2回に分けクラフト（ものづくり）を上手・室田両先生の指導で行いました。毎年季節の行事に準じた“ものづくり”を考えて頂き、今回は3月「桃の節句ひな祭り」をテーマに、壁掛け式“ミニひな壇”の作成を行いました。

桃のお花・三色菱餅をフェルト地で準備して頂き、2本の細紐にボンドで貼り合わせて行く手法で作成致しました。

【前半】作成風景を見させて頂いて、素材の大きさと貼り合わせ場所でのボンドの量の調整が出来にくく大半の方が「ベタリ」と塗られる様で「はみ出る・乾かない」が続出。

指導の先生方が一人一人に指導に当たられ「素材と貼り合わせ場所」よってのボンドの量を細かく指導されて二つ目の“菱餅”等はボンドがはみ出ることもなく綺麗に出来ておりました。

細かく指導を受ける事で場面に対応した行動（今回はボンド付け）等の経験を積んで貰う事で『ちょっとずつでも積み重なれば大きな幸せ』に繋がるのではと思います。

【後半】では前半の経験を生かし指導の先生も『ちょっとずつでも積み重なれば大きな幸せ』ボンドの量、作成のポイント等非常にスムーズに指導され、出来上がりの壁掛けも綺麗に出来ておりました（掲載画像は【後半】の作成品です）。

27日の“つばさ学習会”では『スクラッチアート』の学習をされました。

28日の日曜教室に寄せて頂き、壁に展示されている作品を見てビックリ！しました。

カラフルな色使いでバランスよく描かれている『アート』。全く作り方が解りませんでした。

『スクラッチアート』をネットで調べて見ました。（皆様も調べて下さい）

新しい素材を取り入れ、色々な事を体験学習させて頂き『青年学級』

4月4日・18日は令和3年度の『青年学級・学習会・クラブ』の登録受け付けを致します。多くの方が参加頂きます様、先生・理事もお待ちしております。

（体験参加・見学も行っております 電話 761-2285 田中・佐川迄）

青年学級担当理事 小谷・上田





投稿コーナー

## ～ 夫婦でグラウンドゴルフが健康の秘訣 ～

事務局 松井 宏輔

育成会にお世話になり早 10 年を過ぎ、何かと皆様方にご支援をいただき、ここまでこれました。グラウンドゴルフに出会ったのも、この頃だったと思います。きっかけは、学区民対抗グラウンドゴルフ大会に呼ばれ、学校のグラウンドで初めてプレーをした時でした。



<見事なフォーム！>

本当に楽しくて、こんなスポーツがあるのを知り、早速女房を誘い始める事にしました。

滋賀県に住まいがあり、県と市のグラウンド協会に入り、月 4～6 回程度大会があります。

また他に、地域や親しくしている仲間との親睦会があり、月の半分くらい楽しんでいます。

グラウンドゴルフは 15、25、30、50 メートルでそれぞれ 2 ホール、計 8 ホールで 1 ラウンド、3 又は 4 ラウンドを最小打数で競います。クラブは 1 本、ボールは 1 個です。各ホール

最初の 1 打目で枠内に止まったときは、ホール

インワンと呼び総打数から 1 回マイナス 3 打として、何回でも 1 回で入れれば引くことができますが、なかなか 1 打で入りません。大変難しいです。

始めて良かった事、適度な運動ができることで 1 日 1 万歩程度歩くことができますし、ゴルフを通じて沢山の仲間ができ、色々な交流ができた事など、健康面で大変役立っています。

健康寿命への関心が高まっている今、これからも女房ともども何時までもグラウンドゴルフを通じ健康でいたいと思うこの頃です。

皆さんも一緒にグラウンドゴルフを楽しみませんか。  
興味のある方は事務局までご連絡ください。お待ちしております。

### 松井夫妻の主な戦績

宏輔さん 滋賀県知事杯優勝・月例大会優勝(複数回)

奥様 県大会で準優勝

※いずれも 200～300 名参加の大会

投稿俳句 ④

ヒナダンにあかりをつけて

友を呼ぶ

西京支部 栗山 基



## ～ 緊急事態宣言が発出されて ～

北支部 佐川 光恵

新型コロナウイルスがまだまだ猛威を振るっていますが、自粛という言葉が出始めた頃、我家は、両親も弟も仕事で出ていくため、本人は就労継続支援B型の施設へ短縮で毎日通わせてもらっていました。

本人にとっての自粛とは、岡山の母親の実家でゲームをすることだったのですが、それは叶いませんでした。趣味がゲームで、幼いころからゲームセンターへ行っていたため、そこに行けない事は、非常なストレスとなりました。

更に夏には、それまで自由に行き来していた姉の家族が東京へと引っ越していきましたが、それでもゲームセンターへ行くのを我慢して、早く帰宅する生活を続けていました。それが8月になって弟との考えの相違で夜中に大声を出した事をきっかけに、施設でもトラブルが続いて最後に更衣室のロッカーを蹴飛ばしてまわりの人を驚かしてから、ついに無断欠勤をしてしまいました。

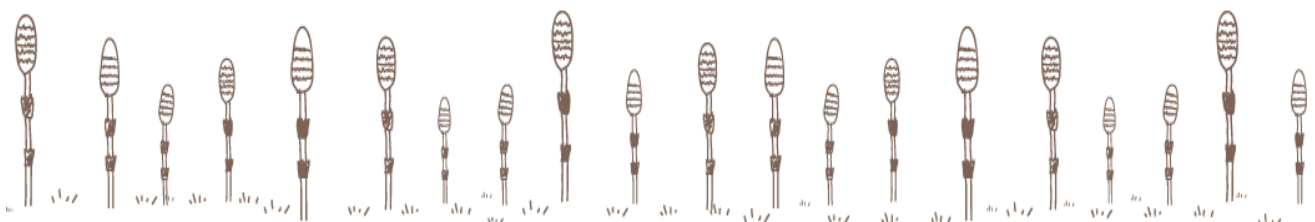
以前勤めていた施設も、欠勤が続いて結局今の施設に移らせてもらいました。そういう時いつもの解決方法として、教会へお参りにいくと、大声で涙ながらに訴える姿が出て、ただならぬ状態になっている事がわかり、じっくりと話を聞きました。

一つ目は姪っ子に「叔父ちゃんは自粛して家に帰っている」とラインで話をしたことを守らなければいけないと、正直に取り組み、ゲームセンターに行くのを我慢して帰っていたと訴えられたので、私から娘と姪っ子の方に、もう自由に出かけさせると本人の前で宣言しました。

二つ目は、施設でのトラブルも訴えたので、指導員の方に、話し合いの場を作って頂いて、施設で気になっている事について、一つずつ本人の気持ちを確認していきました。そして問題が起こった日の事も指導員の方に事情を説明していただき、本人の誤解を解いて、謝って頂いたことで、本人も納得出来、気持ちも少しずつ元通りになっていきました。今では、仕事の合間にゲームの話もできるようになったそうです。

ゲームセンター通いも再開し、コロナの感染が多くなっているの、ほどほどにするように一言いいたいのを我慢して、見守っています。

・・・とても不安ですが。



(その4) ～合理的配慮の義務化へ～



前回お伝えした「合理的配慮」は、現在、行政のみ義務、民間事業者は努力義務という位置付けがされています。このままでは、障害者の権利を守るうえでは、十分ではありません。そのため、「合理的配慮」の義務化が盛り込まれた、障害者差別解消法の改正案が、国会で上程されています。

これに対し、全国手をつなぐ育成会連合会(全育連)は、合理的配慮の義務化を後押しするとともに、施行時期も早めることを国に要望することとなりました。

要望の骨子は次の通りです。

1. 民間事業者への合理的配慮提供の義務化をお願いします。

事業者と障害者の間における「建設的対話」を促進するためにも、合理的配慮の義務化が必要です。残念ながら、サービスを受ける際に配慮をお願いしようと話し合いを求めたところ「民間事業者の合理的配慮は義務ではない。話し合う必要もない」と門前払いされた事例も複数寄せられています。建設的対話を通じて差別を解消し共生社会を実現するために、民間事業者における合理的配慮の提供の義務化をぜひとも実現してください。

2. 周知期間（施行日）は公布日から1年程度でお願いします。

現時点で障害者政策委員会に示されている資料などでは、施行期日については「公布の日から起算して3年を超えない範囲において」とされています。しかしながら、障害者差別解消法が施行されて4年が経過し、努力義務ではありますが「合理的配慮」そのものに関する周知はなされており、義務化に関する周知として3年では長すぎます。建設的対話を促進する上でも、基本方針等の整備も速やかに行っていただきながら、公布日から1年程度での施行をお願いします。

3. ワンストップ相談窓口の設置をお願いします。

さまざまな相談をワンストップで受け止め、必要に応じて助言したり担当省庁につないだりする窓口が必要です。事業者側にとってもこうした窓口があると非常に有益です。

4. 今国会で、ぜひ障害者差別解消法の改正を実現してください。

障害者差別解消法は、国連の障害者権利条約の批准に当たって不可欠な法律として制定された、いわば「最後のピース」となった法律です。私たち関係団体も、その成立を心から喜び、大切に育てていこうと誓いました。共生社会の実現に向け、ぜひとも今国会で障害者差別解消法の改正を実現してくださいませよう、お願い申し上げます。



- 機関誌「いくせい」が伝えてきたこと -

今回も創刊号より「ちょっといい話」をお伝えします。

N小学校の特別学級のM先生は、毎年運動会がくると憂鬱になります。

特別学級は人数が少なく、普通学級の子供と一緒に団体遊戯をしなければならないのですが、うまくついていけないのか、普通学級の子供たちからさんざん馬鹿にされたことがありました。それがトラウマとなり、憂鬱になるのです。

ある年、そんなM先生を見かねた同僚のT先生が、「団体遊戯で足りない人数は教員が出て、やろうじゃないか」と職員会議で提案し、50人の教員が全員賛成してくれました。ところが校長先生から次のような心配の声があがります。

大丈夫かね。M君。理解してくれる人は良いが、区内の人々のなかには理解していない人も多いよ。見世物の様にはならないだろうね。それに本校の児童も全員が理解しているとは云えないからね。

当時の世情では、障害者に対し心無い言葉を投げつけられることが多く、それを諷める人も少なかったのか、校長先生はそのあたりを懸念され、「見世物の様に」ならないか心配されたのでしよう。

M先生は校長先生に次のように答えました。

校長先生、大丈夫と思います。最近の普通学級の児童は理屈を抜いて学級の子供を理解してくれています。低学年は理解が難しいかもしれませんが、担任の先生が出てくださいれば、きっと理解してくれると思います。区内の人々も知ってくれると思います。やらせてください。

M先生の熱意は通じ、校長先生も承諾しました。結果は、

5番目のプログラムで特別学級は、「兎と亀」というリズム遊びをした。先生方は鉢巻きに兎や亀の面をつけて、跳び箱や、平均台の上や下から、子供と一緒に兎と亀になって出てきた。普通学級の生徒は何事が起きるのかと一瞬2,500人が静かに眺めた。山になった先生、兎になった先生、亀になって地面にはう先生。教頭先生もいらっしゃる。そして、この日最初の大きな拍手が沸いた。私は目頭が熱くなった。子供たちの嬉しそうな顔がぼやけた。(略)

M先生は、「この日拍手を送ってくれた子供たちは、やがて成人してもきっとこの精神遅滞児達に拍手を送ってくれるだろう。」と結んでいます。

## ご自宅に余っていませんか？ ガーゼマスクをリメイクします！！

ご自宅にある白ガーゼのマスクを、可愛い布マスクに大変身させます！

- ① 大きさ：大き目 20センチ×9センチ  
：普通 17センチ×9センチ です。

ちなみに不織布の普通サイズもほとんど 17センチ×9センチ  
と同じです

- ② 表布の色目：黒・茶・白・ベージュ・赤・水色系  
③ 用途：男性用・女性用 の3点をお知らせください。

作業代金として1枚200円頂戴します。

マスクは袋に入った状態の新品未使用のものに限ります。

使用済みはご遠慮ください。1週間前後でお渡し予定です。

山科工房または事務局にお持ち頂くか、缶回収のルート上ならご自宅に伺うこともできます。



山科工房 Tel 593-7070

令和3年度

### 絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～

募集作品 働くこと、または仕事に関係のある内容のものとしします。

規 格 B3判又は四つ切を利用し、それに満たない場合はB3  
又は四つ切の大きさの台紙に貼付してください。



### 写真コンテスト 職場で輝く障害者～今その瞬間～



募集作品 障害のある方の仕事や職場にスポットをあて撮影したもの  
としします。

規 格 A4写真用紙にカラープリントしてください。要旨は普通紙  
ではなく、写真用の印画紙、光沢紙を使用してください。

- ・ご応募の際は作品に以下の様式を添付してご提出をお願いします。

様式はホームページ(<https://www.jeed.go.jp/disability/activity/contest/>)からダウンロードしてください。

- ① 送付状（応募作品目録）
- ② 作品添付票（作品の裏に貼り付け）

- ・応募期間 令和3年6月15日（火）まで \*消印有効

- ・送付先 問い合わせ先

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3（障害者職業総合センター内）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用開発推進部 雇用開発課 指導啓発係

TEL 043-297-9515 FAX 043-297-9547

## 賛助会員にお申込み頂き心より感謝申し上げます（敬称略）

奥村 みどり

### 【4月 活動計画】

- 3 役員例会・法律相談
- 4 青年学級（年度登録）
- 8 コールいくせい練習
- 13 文化委員会
- 14 支部長会
- 18 青年学級（年度登録）
- 22 コールいくせい練習

#### 【無料電話・メール相談等本部受付件数】

《2月 相談件数》 法律 1件  
療育 2件 施設 1件  
教育 2件 弁護士 2件  
その他 8件



【専門家による相談】 1月 1件

令和3年の法律相談 9:30~12:30  
4月3日（土） 担当弁護士 小田 宏之  
当番の相談員もいます。お気軽にお越しください。

### 【支部だより】

- |    |      |                          |
|----|------|--------------------------|
| 北  | 3/22 | 献血に行こう！！<br>ザ・プリンス 京都宝ヶ池 |
|    | 4/30 | 支部総会 於；北区社会福祉会館          |
| 上京 | 4/23 | 支部総会 於；西陣会会議室            |
| 下京 | 4/27 | 支部総会<br>於；下京区社会福祉協議会     |
| 南  | 4/25 | 支部総会<br>於；南社協ボランティアセンター  |
| 左京 | 4/26 | 支部総会 於；ひかり学園             |
| 右京 | 4/27 | 支部総会 於；育成会事務局            |
| 東山 | 4/25 | 支部総会<br>於；やすらぎふれあい会館     |
| 伏見 | 4/23 | 支部総会 於；未定                |



知的障がい・発達障がい、ダウン症、てんかんのある方、ご家族に

病気やケガが絶えない・・・  
成人病や生活習慣病に備えたい・・・  
他人の物を壊してしまった・・・  
虐待・雇用現場での差別など人に相談しにくい悩みがある・・・

このようなお困り事に心当たりがある方に・・・

詳しい資料をご請求・お問合せはこちら

**ぜんち共済株式会社**  
関東財務局長（少額短期保険）第14号  
〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階  
[2019年12月作成 18-T06643]

**0120-322-150**  
平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く  
URL: <http://www.z-kyosai.com/>

障がいのある方とご家族へ

ぜんちの **あんしん保険**  
少額短期健康増補賠償保険 2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

特別支援教育を必要とされている方へ

ぜんちの **こども傷害保険**  
少額短期健康増補賠償保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、弁護士がサポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

取扱代理店（資料請求・その他お問い合わせ）

**株式会社京都インシュアランス TEL 075-253-6848**  
〒604-8141 京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町334日昇ビル2階